平成23年８月９日
第2307号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（３４７、３４８・水産漁港課）……1
○建設業の許可の取り消し（３４９・秋田地域振興局総務企画部）……1
○道路の供用開始（３５０・平鹿地域振興局建設部）……2
公　告
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……2
公安委員会告示
○施設警備業務に係る検定の実施（７１・生活安全企画課）……3

告　　示

秋田県告示第347号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第２項の規定に基づき、告示する。

平成23年８月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　埋立工事しゅん功認可の日　平成23年８月１日
2　埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
(1)　名称　秋田県
(2)　住所　秋田市山王四丁目１番１号
(3)　代表者の氏名　秋田県知事　佐　竹　敬　久
3　埋立免許を受けた場所及び面積
(1)　場所　山本郡八峰町八森字滝の間324番地１地先の防波堤地先の公有水面
(2)　面積　2,841.34平方メートル
4　埋立免許の日及び番号　平成18年５月18日　指令水－409
5　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名　山本郡八峰町

秋田県告示第348号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第２項の規定に基づき、告示する。

平成23年８月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　埋立工事しゅん功認可の日　平成23年８月１日
2　埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
(1)　名称　秋田県
(2)　住所　秋田市山王四丁目１番１号
(3)　代表者の氏名　秋田県知事　佐　竹　敬　久
3　埋立免許を受けた場所及び面積
(1)　場所　にかほ市平沢字上町42番地先の公有水面
(2)　面積　228.65平方メートル
4　埋立免許の日及び番号　平成22年６月８日　指令水－333
5　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名　にかほ市

秋田県告示第349号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年８月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　処分をした年月日
平成23年７月29日
2　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
天野コーポレーション
潟上市天王字長沼144番地99
天　野　好　視
秋田県知事許可（般－20）第40598号
3　処分の内容
土木工事業、建築工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
4　処分の原因となった事実
平成23年７月29日付けで土木工事業、建築工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年８月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　間
県　　道	横手大森大内線	横手市赤川字村北荒堰間168番３から上八丁字上水越141番まで

2　供用開始の期日　平成23年８月16日
3　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　平鹿地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成23年８月９日から同月22日まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年８月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　退任理事の住所及び氏名

大仙市豊岡字大堀76番地の１	藤　原　一　男
〃　豊川字小滝川北57番地	北　田　芳　美
〃　豊岡字椿下40番地	田　口　秀　文
〃　豊川字久保15番地	池　田　時　男
〃　〃　字八卦53番地の１	高　橋　孝　誠
〃　〃　字上八丁堀55番地	高　橋　勝　則
〃　豊岡字上谷地２番地の１	信　田　和　己
〃　豊川字下延17番地の１	相　馬　浩　喜
〃　〃　字八丁堀関下１番地	山　﨑　　剛
〃　〃　字南又56番地	村　上　良　雄
〃　〃　字観音堂48番地の２	熊　谷　　勇
〃　〃　字街道ノ上53番地	詰　石　一二三

2　就任理事の住所及び氏名

大仙市豊川字下延17番地の１	相　馬　浩　喜
〃　〃　字八丁堀関下１番地	山　﨑　　剛
〃　〃　字観音堂28番地	草　彌　隆　紀

大仙市豊川字上八丁堀55番地　高　橋　勝　則
〃　豊岡字古川端66番地　佐　藤　幸　喜
〃　〃　字上谷地２番地の１　信　田　和　己
〃　豊川字久保15番地　池　田　時　男
〃　〃　字南又56番地　村　上　良　雄
〃　豊岡字北三棟73番地　金　丸　　進
〃　豊川字八卦53番地の１　高　橋　孝　誠
〃　〃　字葛川境32番地　高　橋　昭　清
〃　〃　字街道下北89番地　高　橋　和　美

３　退任監事の住所及び氏名
大仙市豊川字上水無46番地の２　小　松　元　一
〃　〃　字葛川72番地　高　川　　博
〃　豊岡字向エ１番地　高　橋　誠　徳

４　就任監事の住所及び氏名
大仙市豊川字上水無46番地の２　小　松　元　一
〃　豊岡字向エ１番地　高　橋　誠　徳
〃　豊川字館の内68番地　高　橋　　剛

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第１項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第７条の規定により公示する。

平成23年８月９日

秋田県公安委員会委員長　芳　賀　京　子

１　検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所

(1)　学科試験

種別及び級	実　施　日　時	実　施　場　所
施設警備業務２級	平成23年11月14日(月) 午前９時30分から午前11時まで	秋田市寺内神屋敷３番１号 秋田県青少年交流センター

(2)　実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実　施　日　時	実　施　場　所
施設警備業務２級	平成23年11月30日(水) 午前９時30分から午後４時まで	秋田市寺内神屋敷３番１号 秋田県青少年交流センター

２　定員

30人（先着順に受付け、定員になり次第締め切る。）

３　受検資格

次のいずれかに該当する者

(1)　秋田県内に住所を有する者

(2)　秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員

４　受検申請手続

(1)　申請受付期間

平成23年10月３日（月）から同月７日（金）までの午前９時から午後５時まで

(2)　申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3)　提出書類等

ア　検定申請書　１通

イ　写真（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメー

トルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）　２枚

ウ　秋田県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）、若しくはその者が秋田県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書）のいずれか１通

エ　秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員にあっては、当該営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書）　１通

オ　代理人が提出する場合は、本人からの委任状　１通

(4)　その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

5　手数料

16,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6　受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署で受検申請受理後に交付する。

7　検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者については、平成23年11月30日(水)の実技試験を行わない。また、実技試験において、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1)　学科試験の内容

ア　警備業務に関する基本的な事項

イ　法令に関すること。

ウ　警備業務対象施設における保安に関すること。

エ　警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2)　実技試験の内容

ア　警備業務対象施設における保安に関すること。

イ　警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8　その他

(1)　検定当日の受付時間は、午前９時から午前９時20分までとする。

(2)　検定受検時の携行品及び服装

ア　学科試験

受検票、筆記用具及び試験を受けやすい服装とすること。

イ　実技試験

(ア)　受検票、室内用の靴を持参すること。

(イ)　服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、運動帽と作業服等活動しやすい服装とすること（ジャージ、Ｔシャツは不可）。

(3)　検定についての不明な点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018－863－1111、内線3044）に問い合わせること。

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円(税込み)
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号